

## 議会運営委員会会議録

開閉日時 令和6年5月30日（木） 午前9時56分～午前10時25分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

2番 荒川 義孝、5番 野々山 啓、10番 北川 広人、11番 鈴木 勝彦、

12番 柴口 征寛

オブザーバー

議長（4番）杉浦 康憲、 副議長（6番）今原ゆかり

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

1番 橋本 友樹、3番 神谷 直子、7番 福岡 里香、8番 岡田 公作、

9番 長谷川広昌、13番 倉田 利奈、14番 黒川 美克

一般1名

### 4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記3名

### 6. 付議事項

1 令和6年6月定例会について

(1) 議案の説明について

(2) 議案の取り扱いについて

(3) 一般質問の受付について

(4) 総括質疑の通告について

- (5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて
- 2 今後の議会運営委員会の日程について
- 3 議会運営委員会に関する申合せ事項の一部改正について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

### 議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。それでは、案件の順序に従い逐次進めてまいります。

### 《議 題》

#### 1 令和6年6月定例会について

##### (1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めますが、着席のままで結構でございます。

説（総務部） それでは、令和6年6月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。案件といたしましては、諮問が1件、一般議案が36号から42号までの7件、補正予算が43号から45号までの3件、報告が5号から10号までの6件の計17件をお願いするものでございます。

次に、提出予定議案の概要をお願いいたします。諮問及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。初めに、諮問第1号は、現人権擁護委員中川健二氏の任期満了

に伴い再度推薦いたすものでございます。議案第 36 号は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額等を改定するものでございます。議案第 37 号は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和 6 年 12 月 2 日以降発行されなくなることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更するものでございます。議案第 38 号は、地域包括支援センターの職員に係る基準等について省令によることとするものでございます。議案第 39 号は、高浜市婦人の会の解散に伴い、同会による女性文化センターの継続的な利用に係る使用料の規定を削る等の改正を行うものでございます。議案第 40 号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関して、職員配置の最低基準を見直す等のものでございます。議案第 41 号は、高浜市いじめ問題再調査委員会を設置するものでございます。議案第 42 号は、高浜小学校等整備事業について、企業向けサービス価格指数の上昇による維持管理業務のサービスの対価の増に伴い、契約金額を増額するものでございます。

続きまして、議案第 43 号、令和 6 年度一般会計補正予算（第 2 回）につきまして御説明を申し上げます。第 2 回補正予算書の 7 ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 4 億 3,297 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 184 億 3,536 万 8,000 円といたすものでございます。20 ページ、21 ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。14 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、本年度に実施する所得税、個人住民税の定額減税を十分に受けられない方に対して実施する定額減税補足給付金給付事業に対し、全額交付されるものでございます。22 ページ、23 ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。2 款 1 項 27 目、定額減税補足給付金給付事業費の 1、定額減税補足給付金給付事業は、今年度を実施する所得税、個人住民税の定額減税を十分に受けられない方に対し、定額減税補足給付金を支給いたすものでございます。主な内容は、委託料として、システム導入業務委託料 990 万 9,000 円、事業支援業務委託料 1,654 万 2,000 円。交付金として、定額減税補足給付金 4 億円を計上いたしております。なお、議案第 43 号につきましては、事業スケジュールの関係上、早急に御採択いただく必要がございますので、その取り扱いにつきまして御審議のほど、よろしくをお願いいたします。次に、議案第 44 号、令和 6 年度一般会計補正予算（第 3 回）につきまして御説明申し上げます。補正予算書の 7 ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億 2,851 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 186 億 6,388 万 2,000 円といたすものでございます。10 ページをお願いいたします。債務負担行為補正は、公共施設予約システム使用料について、新たに期間及び限度額を定めるものでございます。12 ページから 15 ページまでをお願いいたします。地方債補正は、最上段のふれあいプラザ改修事業について、工事費の

増額補正に伴い、限度額を増額するものでございます。32 ページ、33 ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。14 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金は、自治体情報システムの標準化・共通化に対応するための業務に対する補助金を増額いたすもので、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプは、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた事業の立ち上げに必要な経費に対する交付金を計上いたすもので、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得世帯への支援策として実施する価格高騰重点支援給付金支給事業及び価格高騰重点支援給付金（低所得者の子育て給付）支給事業に対して交付されるものでございます。2 目、民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当の制度改正に対応するための人事給与システムの改修費に対する補助金を増額いたすものでございます。5 目、教育費国庫補助金の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金は、G I G A スクール運営支援センター整備事業に対して補助されるものでございます。15 款 3 項 6 目、教育費委託金のキャリアスクールプロジェクト事業委託金は、キャリアスクールプロジェクト「つなぐ」のモデル校として翼小学校が選定されたことに伴い増額いたすもので、ラーケーション推進事業委託金は、県の「ラーケーションの日」モデル校として、市内 7 小中学校が指定を受けたため計上いたすものでございます。17 款 1 項 2 目、民生費寄附金の障害者福祉基金指定寄附金は、匿名の方から御寄付いただいたものでございます。18 款 1 項 1 目、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、公共施設等整備基金繰入金は、南部ふれあいプラザ耐震補強工事費の財源として、教育振興・子育て支援基金繰入金は、ボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金の決算額の確定により、それぞれ増額いたすものでございます。34 ページ、35 ページをお願いいたします。20 款 4 項 2 目、雑入、7 節、保健センター収入の新型コロナ予防接種は、新型コロナワクチンを接種する際の自己負担金を計上いたすものでございます。9 節、雑入の人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金は、e スポーツで良い未来ごちゃまぜみんなで繋がる事業に対し交付されるもので、地域活性化センター助成金は、地域共生型居場所づくり推進事業に対し、新型コロナワクチン助成金は、秋からの新型コロナワクチンの定期接種に対し、自治総合センターコミュニティ助成金は、まちづくり協議会の活動に必要な備品の購入費に対し、それぞれ助成されるものでございます。36 ページ、37 ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。2 款 1 項 3 目、市民活動支援費は、入札不調に伴い、南部ふれあいプラザ耐震補強工事費を増額するほか、各まちづくり協議会におけるテント、A E D 等の購入費を計上いたすものでございます。7 目、職員管理費は、児童手当の制度改正に対応するため、人事給与システムの改修費を計上いたすものでございます。11 目、財産管理費は、固定資産税の評価替えにより土地・建物借上料を増額いたすものでございます。12 目、企画費の 3、みんなでま

ちづくり事業は、eスポーツで良い未来ごちゃまぜみんなで繋がる事業の実施に必要な経費を計上するもので、10、ICT推進事業は、市内の公共施設の利用予約等において、キャッシュレス決済を含むオンライン申請を可能とする公共施設予約システムを新たに導入する経費を計上するほか、DX推進に向け、専門知見を有するDX推進アドバイザーを設置するための委託料を計上いたすものでございます。38ページ、39ページをお願いいたします。2款8項1目、基金費の障害者福祉基金積立金は、指定寄附金を積み立てるもので、教育振興・子育て支援基金積立金は、ボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金を積み立てるものでございます。3款1項2目、地域福祉推進費は、児童扶養手当法の改正に対応するため、福祉総合システムの改修費を計上いたしたものでございます。6目、高齢者社会参加推進費は、固定資産税の評価替えにより、老人憩の家借地料を増額するものでございます。15目、国民健康保険事業費は、国民健康保険事業特別会計におけるシステム改修費に対する繰出金を増額するものでございます。18目、重層的支援体制整備事業費は、こども食堂や健康自生地等の既存の居場所を多世代にするなど、属性を問わずに誰もが気軽に利用できる地域共生型居場所づくり推進事業を実施するために、必要な経費を計上するものでございます。24目、価格高騰重点支援給付金支給事業費は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による家計の負担軽減を図るため、低所得世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給いたすものでございます。26目、価格高騰重点支援給付金（低所得者の子育て給付）支給事業費は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による家計の負担軽減を図るため、低所得世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給いたすものでございます。40ページ、41ページをお願いいたします。3款3項2目、生活援助費は、就労自立給付金のインセンティブ強化に向けた生活保護システムの改修費を計上いたすものでございます。4款1項2目、保健・予防費は、秋からの新型コロナワクチンの定期接種実施に向け、個別予防接種委託料を増額するほか、新たに新型コロナ予防接種通知業務委託料を計上いたしたものでございます。3目、医療対策推進費は、固定資産税の評価替えにより、土地借上料を増額するものでございます。4目、環境保全推進費は、南部ふれあいプラザに太陽光発電設備を導入するにあたり、導入基礎調査を行うものでございます。4款2項1目、ごみ処理・リサイクル推進費は、不燃物搬入場の賃貸人との協議結果により、土地借地料を増額するものでございます。42ページ、43ページをお願いいたします。6款1項4目、農地保全費は、固定資産税の評価替えにより土地借地料を増額するものでございます。10款1項3目、教育指導費は、「ラーケーションの日」の実施により、増加する教職員の業務について負担軽減を図るため、スクールサポーター謝礼を増額するほか、キャリアスクールプロジェクト「つなぐ」の実施に必要な講師謝礼等を計上いたすものでございます。10款4項1目、幼児教育費及び44ページ、45ページをお願いいた

しまして、10款5項2目生涯学習機会提供費は、固定資産税の評価替えにより、吉浜幼稚園、運動場借地料及び駐車場等借地料を増額するものでございます。補正予算書の3ページの補正予算総括表にお戻りをお願いいたします。国民健康保険事業特別会計の補正は、健康保険証がマイナンバーカードに移行することに伴い、新たに発生する資格確認書の発行に関するシステム改修に要する経費を計上いたすものでございます。

続きまして、報告案件について申し上げます。初めに、報告第5号、権利放棄の報告については、2ページ目をお願いいたします。債権管理条例の規定により、水道料金について、権利の放棄をいたしましたので、その御報告をさせていただくものでございます。次に、報告第6号、一般会計の繰越明許費繰越計算書、こちらも2ページをお願いいたします。2ページ目でございますが、繰越明許費としてお認めをいただきました会計年度任用職員管理事業をはじめ19の事業について、その御報告をさせていただくものでございます。次に、報告第7号、水道事業会計予算の繰越しでございますが、こちらも2ページ目をお願いいたします。建設改良費の水道施設近代化事業費について繰越しをいたしましたので、その御報告をさせていただくものでございます。次に、報告第8号、下水道事業会計予算の繰越しでございますが、こちらの2ページ目をお願いいたします。建設改良費の管路建設改良費について繰越しをいたしましたので、その御報告をさせていただくものでございます。最後に、その他、報告第9号及び報告第10号は、令和5年度の高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況の御報告をさせていただくものでございます。

以上が6月定例会に付議させていただきます案件でございます。よろしくお申し上げます。委員長 ただいま当局より説明がありましたとおり、諮問1件、一般議案7件、補正予算3件、報告6件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

(質 疑 な し)

市長挨拶

委員長 それでは当局の方は、退席をお願いいたします。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 主査) それでは議案の取り扱いについて、説明をさせていただきます。

6月定例会の会期につきましては、既に3月13日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、6月6日から6月28日までの23日間でございます。

議案の取り扱いにつきましては、6月6日の本会議の初日において、諮問第1号及び議案第43号を議案上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いし、続いて、議案第36号から議案第42号までと議案第44号及び議案第45号の上程、説明を受け、報告第5号から報告第10号までの報告を受けます。6月13日と6月14日の2日間は、一般質問、一般質問終了後に関連質問を願い、6月18日の第4日目は、議案第36号から議案第42号まで及び議案第44号及び議案第45号の総括質疑、議案の委員会付託をお願いいたします。6月20日の総務建設委員会においては、議案第36号、第37号、議案第44号及び議案第45号の4議案、6月21日の福祉文教委員会においては、議案第38号から議案第42号まで及び議案第44号の6議案の審査をお願いいたします。補正予算につきましては、付託委員会区分を明示したものを配付させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。最終日の6月28日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順で行います。説明は以上でございます。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま、事務局が説明した案のとおりを決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、5月31日、金曜日の午前8時30分から午後5時までとします。

質問の順序は、受付順とします。ただし、5月31日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。

(4) 総括質疑の通告について

委員長 総括質疑通告書の受付は、議会運営に関する申合せにより、定例会開会2日目の午後5時までであります。

総括質疑を行う予定の方は、6月7日の午後5時までに総括質疑通告書を提出いただきますようお願いをいたします。

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 昨日の締切日までに提出された請願、陳情は、陳情書7件です。陳情第1号から陳情第7号までについて、付託先の委員会を事務局から発言を願います。

説(事務局 主査) それでは、陳情文書表(案)と各陳情書の写しを配付させていただいておりますが、提出されました陳情7件の付託委員会につきましては、陳情第1号、2号及び4号については、総務建設委員会に付託し、陳情第3号及び陳情第5号から陳情第7号までについては、福祉文教委員会に付託することをお願いしたいと存じます。説明は、以上となります。

委員長 ただいま、各陳情の付託委員会について、事務局より発言がありましたが、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます

2 今後の議会運営委員会の日程について

委員長 初めに、6月18日の火曜日、本会議第4回目の終了後、自由討議を実施する案件を選定するため、各派代表者会議の開催後、議会運営委員会を開催いたします。御予定をお願いいたします。なお、各派代表者会議において自由討議を実施する案件がなかった場合は、議会運営委員会を開催しない可能性もありますので御了承ください。

次に、令和6年9月定例会の日程を協議するため、議会運営委員会を6月21日の金曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思いますので、御予定をお願いいたします。

本件については以上であります。

委員長 ただいま、本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可いたしましたので、御了承を願います。

### 3 議会運営委員会に関する申合せ事項の一部改正について

委員長 事務局より説明を願います。

説（事務局 主査） それでは、御説明をいたします。昨日、開催されました高浜市議会議員互助会定期総会にて、5月31日をもって高浜市議会議員互助会を解散することが決定をいたしました。そちらに伴いまして、議会運営の申合せの一部改正を行うものでございます。資料は、今、提示させていただいたものを御覧ください。16のその他について、互助会に係する（1）を削除し、（2）を（1）に、（3）を（2）に、それぞれ繰り上げるものでございます。施行は6月1日となります。説明は、以上となります。

委員長 ただいま、事務局が説明したとおり、決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、事務局が説明したとおりに決定させていただきます。

それでは、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時25分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長